平成２５年（再ロ）第４号

長野県千曲市大字内川1259番地５
再生債務者　高橋　広已
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年１月23日まで
平成25年12月26日　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（再ロ）第２号

徳島県徳島市国府町中514番地の８
再生債務者　大輪　正昭
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年１月23日まで
平成25年12月26日　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第２号

福岡県大牟田市本町３丁目７番地４
再生債務者　森　信之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年１月23日まで
平成25年12月26日　福岡地方裁判所大牟田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第３号

川崎市宮前区野川2846番地１　メゾン飛鳥101
再生債務者　飯沼　俊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再ロ）第１００６１号

東京都立川市砂川町４―51―16
再生債務者　吉川　正
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００５８号

東京都足立区保木間１―20―７―703
再生債務者　山崎　明広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００６２号

千葉県柏市あけぼの５―３―30
再生債務者　坂井　文子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月24日
東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併に際し、株式その他の金銭等の割当ては行わず、甲の新株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十六年一月十日
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
（甲）株式会社ローソン
代表取締役　新浪　剛史
熊本県熊本市中央区八王寺町一二番四三号
（乙）株式会社ローソン熊本
代表取締役　加藤　賢一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）、（乙）、（丙）ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二十五日
掲載頁　一一四頁（号外第二八一号）
平成二十六年一月十日
愛知県江南市五明町天王二四番地
（甲）株式会社トリプル
代表取締役　奥村友紀人
愛知県江南市五明町天王二四番地
（乙）ワイズ不動産株式会社
代表取締役　奥村友紀人
愛知県江南市五明町天王二四番地
（丙）株式会社ＵＳトラスト
代表取締役　奥村友紀人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二十七日
掲載頁　七十八頁（号外第二八五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二十七日
掲載頁　八十三頁（号外第二八五号）
平成二十六年一月十日
三重県松阪市広陽町二七番地
（甲）共立精機株式会社
代表取締役　松本　昇
三重県松阪市広陽町二七番地
（乙）有限会社共立情報処理センター
取締役　松本　昇
三重県松阪市広陽町二七番地
（丙）株式会社共立技術研究所
代表取締役　松本　昇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月九日
掲載頁　五十八頁（号外第二六七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月九日
掲載頁　五十八頁（号外第二六七号）
平成二十六年一月十日
大阪市中央区千日前二丁目七番一六号
（甲）株式会社ナニワレンタル
代表取締役　杉村　嘉佑
大阪市中央区千日前二丁目七番一六号
（乙）株式会社宗右衛門茶屋
代表取締役　杉村　嘉佑

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年十二月二十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十八日
掲載頁　二四四頁（号外第一三九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二十七日
掲載頁　八十七頁（号外第二八五号）
平成二十六年一月十日
神戸市兵庫区明和通三丁目三番一七号
（甲）ビー・エル・オートテック株式会社
代表取締役　南光　秀晃
神戸市兵庫区明和通三丁目三番一七号
（乙）バンドー精機株式会社
代表取締役　井口　英一